

## 高野町教育委員会事務局職員の処分について

### 1 件 名

伊都地方の学校保健に係る団体の事務局である高野町教育委員会職員が団体会計資金の横領及び事務の不適正処理に対する高野町教育委員会の処分について公表します。

### 2 処分発令年月日

令和5年6月30日付

### 3 処分内容

- (1) 当該職員 教育委員会 教育次長補佐 58歳  
地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒免職処分とした。
- (2) 管理監督者 教育委員会 教育次長 53歳  
教育次長は当該職員を監督する立場でありながら、管理指導を怠ったことにより戒告とした。

### 4 事案の概要

伊都地方の学校保健に係る団体事業の遅延から会計の横領及び不適正事務が確認された。当該職員は令和4年8月頃から令和5年6月中旬までの期間に業務を担当している団体会計口座から複数回にわたり横領し、その金額は使途不明金を含め、1,479,038円となる。また、会計帳簿等の処理が杜撰であり、証拠書類の不備等が併せ確認された。

なお、横領及び不適正に支出された資金等については全額返済されている。

### 5 処分理由

当該職員が行った行為は、団体及び町民の不信を招くだけでなく、公務員としてあるまじき行為であり、教育行政に対する信頼を著しく損なうものである。

これは、地方公務員法第32条及び第33条規定に違反するものであり、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒免職処分とした。

また、当該職員を監督する立場でありながら、その職務を怠った上司である教育次長を戒告処分とした。

### 6 今後の対応

再発防止のため、教育委員会事務局が管理している団体等の会計管理の実態を調査するとともに、「団体等の会計取扱要領」を定め、支出に至るまでの会計処理のルール化と通帳及び印鑑の監理及び点検確認等の徹底を図ります。

### 7 教育長の給料減額措置

職員の不祥事に対する管理監督責任と町民に対する謝罪並びに教育行政への信頼回復に資することを目的に給料月額額の10分の1を1か月減額する。(専決処分による条例改正)

お問い合わせ先  
高野町教育委員会 西岡  
TEL 0736-56-3050